



会社名 武田薬品工業株式会社
代表者 代表取締役社長 CEO クリストフ・ウェバー
(コード番号 4502 東証第1部)
報道関係問合せ先 コーポレート・コミュニケーション
小林一三 03-3278-2095
E-mail: kazumi.kobayashi@takeda.com

News Release

2018年12月21日

本公表文の発表、プレゼンテーション、公表又は配布が法令又は規則の違反となる法域において、当該法域に向けて、又は当該法域から、全体であるか部分的であるかを問わず、本公表文の発表、プレゼンテーション、公表又は配布をすることを意図するものではありません。

Shire 社買収に係るブリッジクレジット契約の総借入限度額の消滅に関するお知らせ —借換えを予定通り完了—

武田薬品工業株式会社(本社:大阪府中央区、以下「当社」)は、保有する現金及びその他の調達手段により、当社による Shire plc(以下、「Shire 社」)の買収(以下「本件買収」)の完了時に買収対価の一部として支払いが必要な現金につき支払いの目処がついたことから、ロンドン時間の 2018 年 12 月 21 日に、本件買収に関連して 2018 年 5 月 8 日に締結された“364-Day Bridge Credit Agreement”(2018 年 6 月 8 日及び 2018 年 10 月 26 日の変更を含みます。)(以下、「ブリッジクレジット契約」)の残存していた総借入限度額を全て消滅させましたので、お知らせいたします。

また、2018 年 6 月 8 日に締結された“Term Loan Credit Agreement”(以下、「タームローンクレジット契約」)、2018 年 10 月 26 日に締結された“Senior Short Term Loan Facility Agreement”(以下、「ショートタームローン契約」)及び 2018 年 12 月 3 日に株式会社国際協力銀行との間で締結された“Loan Agreement”(以下、「JBIC ローン契約」)について、一定の技術的な変更(タームローンクレジット契約、ショートタームローン契約及び JBIC ローン契約に係る変更契約(以下、各契約への変更契約を「変更契約」と総称)によります。)が行われます。

英国の City Code on Takeovers and Mergers の Rule 26 に則り、変更契約は、公表の翌営業日の正午(ロンドン時間)又は(締結がそれ以降になる場合には)当該変更契約が署名される日までに、当社ウェブサイトに掲載され、www.takeda.com/investors/offer-for-shireにて閲覧可能となります。

<留意事項>

本公表文は、本公表文に従い又はそれにかかわらず、いかなる有価証券の購入、取得、申込み、売却その他の処分の提案、案内、又は勧誘のいずれの一部を構成、表明、又は形成するものではなく、またこれを行うことを意図しておりません。

英国および日本以外の法域における本公表文の配布は法令により制限されている場合があるため、本公表文を閲覧する場合には、当該法令による制限を確認し、かつ遵守することが求められます。当該制限を遵守しなかった場合には、当該法域における証券法又は規則違反となる場合があります。

<ウェブサイトへの掲載>

Code の Rule 26 に則り、本公表文は、本公表文の翌営業日の正午(ロンドン時間)までに、当社ウェブサイト(www.takeda.com/investors/offer-for-shire)にて閲覧可能(ただし、居住する地域によっては一定の制限が課されます。)となります。本公表文で言及されているウェブサイトの内容は、本公表文に組み込まれておらず、本公表文の一部を構成するものではありません。

<Code における情報公開要件>

Code の Rule 8.3(a)に基づき、対象会社又は株式の交換の提案者(その者による取引が全額現金取引である、もしくはその見込みが高いことを公表した提案者以外の提案者を指す)のいずれかの種類の関連証券について、その 1%以上の持分を有する者は、Offer Period の開始後及びその後初めて株式の交換の提案者が特定された公表がなされた場合には当該公表後に、Opening Position Disclosure を行わなければなりません。Opening Position Disclosure には、対象会社及び株式の交換の提案者それぞれについて、保有する関連証券の持分、ショート・ポジション及び引受の権利の詳細が含まれる必要があります。Rule 8.3(a)の対象となる者による Opening Position Disclosure は、Offer Period の開始から 10 営業日後の午後 3 時 30 分(ロンドン時間)及び(該当がある場合)その後初めて提案者が特定された公表がなされた場合には当該公表から 10 営業日後の午後 3 時 30 分(ロンドン時間)までに行う必要があります。Opening Position Disclosure 開示期限より前に対象会社又は株式の交換の提案者の関連証券を取引する関係者は、代わりに Dealing Disclosure を実施する必要があります。

Code の Rule 8.3(b)に基づき、対象会社又は株式の交換の提案者のいずれかの種類の関連証券について、その 1%以上の持分を有し、又は有することとなる者は、対象会社又は株式の交換の提案者の関連証券の取引をするときに、Dealing Disclosure を行わなければなりません。Dealing Disclosure には、関係する取引並びに対象会社及び株式の交換の提案者それぞれについて、保有する関連証券の持分、ショート・ポジション及び引受けの権利の詳細が含まれる必要がありますが、これらの詳細が Rule 8 に基づき既に開示されている場合には対象外となります。Rule 8.3(b)の対象となる者による Dealing Disclosure は、関連する取引を実施した翌営業日の午後 3 時 30 分(ロンドン時間)までに行う必要があります。

2 名以上の者が、対象会社又は株式の交換の提案者の関連証券の持分を取得もしくは支配することに関する合意や約束(公式か非公式かを問わない)に従い共同行為を行う場合、それらの者は Rule 8.3 において 1 名の者とみなされます。

Opening Position Disclosure は対象会社及び提案者も、Dealing Disclosure は対象会社、提案者及びそれらの共同行為者もそれぞれ開示する義務があります(Rule 8.1、8.2 及び 8.4 参照)。

Opening Position Disclosure 及び Dealing Disclosure が必要となる関連証券を発行した対象会社及び提案者の詳細は、Panel のウェブサイト(www.thetakeoverpanel.org.uk)内の Disclosure Table 上で閲覧可能であり、Disclosure Table には、関連証券の発行済証券数、オファー期間の開始日及び提案者が最初に特定された日に関する詳細も記載されています。Opening Position Disclosure 及び Dealing Disclosure を実施する必要があるかを確認する場合は、Panel の Market Surveillance Unit (市場監視部門、+44 (0)20 7638 0129)までご連絡ください。

以上